

## 2 青少年の保護育成に関する都道府県条例規制事項一覧

都道府県名	制定年月日	最終 改正年月日	規制事項																																	
			有害図書等の制限		自販機の 制限	健全育成を阻害する行為の規制						その他																								
			有害図書等の販売等制限	有害興行等の観覧の制限	有害がんに具（刃物類）の販売制限	有害がんに具（刃物類以外）の販売制限	有害文書図画等の販売制限	衛生用具の販売制限	場所の提供又は周旋の禁止	みだらな性行為及びわいせつ行為の制限	古物等買受及び質受等制限	深夜における興行場等への立入制限	危険物所持の禁止	飲食店等への立入禁止	風俗営業所内への立入禁止	喫煙及び飲酒の禁止	有害施設等への入場規制	いれずみの規制	非行誘発助長行為の防止	出店の制限	のいわゆる「出会い系喫茶」等への立入禁止	のいわゆる「出会い系喫茶」等への立入禁止	モーター設置営業の規制	学校周辺の旅館等に対する勧告	旅館業を営む者の届出	優良興行及び図書などの推奨	優良環境の推奨	興行者等の自主規制	立入調査							
1 北海道	S30.4.2	H18.12.22																																		
2 青森県	S54.12.24	H20.10.17																																		
3 岩手県	S54.12.21	H19.3.19																																		
4 宮城県	S35.3.31	H19.10.19																																		
5 秋田県	S53.10.5	H19.3.13																																		
6 山形県	S54.3.26	H20.12.19																																		
7 福島県	S53.3.30	H19.3.20																																		
8 茨城県	S37.10.6	H19.3.27																																		
9 栃木県	S51.7.6	H18.10.13																																		
10 群馬県	H19.3.16	H19.10.1																																		
11 埼玉県	S58.3.9	H20.12.24																																		
12 千葉県	S39.11.1	H17.7.22																																		
13 東京都	S39.8.1	H19.3.16																1																	2	2
14 神奈川県	S30.1.4	H20.10.17																																		
15 新潟県	S52.3.31	H19.12.27																																		
16 富山県	S52.3.25	H19.9.28																																		
17 石川県	H19.3.22	H19.12.20																																		
18 福井県	S39.4.1	H20.3.25																																		
19 山梨県	S39.4.2	H18.12.22																																		
20 長野県	-	-																																		
21 岐阜県	S35.11.10	H19.3.20																																		
22 静岡県	S36.10.4	H19.10.19																																		
23 愛知県	S36.3.28	H19.7.6																																		
24 三重県	S46.12.24	H19.12.26																																		
25 滋賀県	S52.12.23	H20.3.28																																		
26 京都府	S56.1.9	H20.10.13																																		
27 大阪府	S59.3.28	H20.12.24																																		
28 兵庫県	S38.3.31	H18.3.24																																		
29 奈良県	S51.12.22	H19.11.16																																		
30 和歌山県	S53.10.19	H20.10.3																																		
31 鳥取県	S55.12.25	H19.12.25																																		
32 島根県	S40.3.26	H19.4.1																																		
33 岡山県	S52.6.16	H18.3.24																																		
34 広島県	S54.3.13	H19.10.11																																		
35 山口県	S32.12.13	H19.12.25																																		
36 徳島県	S40.7.19	H20.3.31																																		
37 香川県	S27.8.10	H18.12.22																																		
38 愛媛県	S42.10.6	H18.3.24																																		
39 高知県	S52.12.22	H12.3.28																																		
40 福岡県	S31.6.30	H18.6.28																																		
41 佐賀県	S52.7.29	H19.10.5																																		
42 長崎県	S53.4.1	H19.3.23																																		
43 熊本県	S46.6.8	H19.3.16																																		
44 大分県	S41.4.15	H20.3.28																																		
45 宮崎県	S52.7.28	H19.7.4																																		
46 鹿児島県	S36.12.22	H19.3.20																																		
47 沖縄県	S47.5.15	H18.3.31																																		

(凡例 : 罰則付きの規制条項がある。 : 規制条項はあるが、罰則はない。 : 自主規制のみ。)

(平成20年12月1日現在)

インターネット上の有害情報に係る規制等 携帯電話事業者等のフィルタリ ング提供義務等 インターネット接続事業者の フィルタリング提供義務等 の利用に供する事業者のフィル タリング提供義務等 インターネット接続機器製造・ 販売事業者のフィルタリング提 供の義務等 インターネット接続機器製造・ 販売事業者のフィルタリング提 供の義務等 サバ管理者（情報発信者含 む）の閲覧防止措置義務等 保護者の青少年への有害情報 閲覧防止努力義務等	備 考	都道府県名
		1 北海道
		2 青森県
		3 岩手県
		4 宮城県
		5 秋田県
		6 山形県
		7 福島県
		8 茨城県
		9 栃木県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、いわゆる「インターネットカフェ」のみを対象。	10 群馬県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する者」として、インターネットカフェ、公共施設、電器店などを想定。	11 埼玉県
		12 千葉県
	1 については青少年が質屋に物を入れて、貸付があったときに、警告を発する。 2 については東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例による規制内容である。	13 東京都
	3 指定飲食店への立入禁止	14 神奈川県
		15 新潟県
		16 富山県
		17 石川県
		18 福井県
		19 山梨県
		20 長野県
		21 岐阜県
		22 静岡県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、図書館、インターネットカフェなど青少年がインターネットを利用できる端末設備を有する施設の関係者。	23 愛知県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する者」とは、有償無償を問わず、インターネットの端末設備を設置して公衆の利用に供している公共施設やインターネットカフェ等をいう。	24 三重県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、いわゆる「インターネットカフェ」、「図書館」を対象。	25 滋賀県
	「インターネット接続機器」には、携帯電話も含まれる。	26 京都府
		27 大阪府
		28 兵庫県
	条例文言上「青少年の健全な育成が阻害されないために必要な措置を講ずる」努力義務が課されているが、これは「フィルタリング提供」、「有害情報閲覧防止措置」も含まれると解釈している。	29 奈良県
		30 和歌山県
		31 鳥取県
		32 島根県
		33 岡山県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、いわゆる「インターネットカフェ」のみを対象。	34 広島県
		35 山口県
		36 徳島県
		37 香川県
		38 愛媛県
		39 高知県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、いわゆる「インターネットカフェ」を対象。	40 福岡県
		41 佐賀県
	「インターネット接続機器製造・販売事業者のフィルタリング提供の義務等」については、販売事業者のみが対象	42 長崎県
		43 熊本県
		44 大分県
		45 宮崎県
	「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、いわゆる「インターネットカフェ」のみを対象。	46 鹿児島県
		47 沖縄県

(凡例 : フィルタリング提供義務、 : フィルタリング提供努力義務、 : 情報提供・説明義務、 : 情報提供・説明努力義務、 : 青少年の有害情報閲覧防止義務、 : 青少年の有害情報閲覧防止努力義務、 : フィルタリングソフトの基準/指定制度)